

府政共生243号  
雇児保発0401第1号  
平成25年4月1日

各都道府県民生主管部（局）長  
殿  
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
参事官（少子化対策担当）

長 田 浩 志

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

橋 本 泰 宏

子ども・子育て支援法附則第4条に基づく  
保育の需要及び供給の状況の把握について（通知）

標記について、本日別途「子ども・子育て支援法の一部の施行等について（通知）」（府政共生第242号、25初幼教第19号、雇児発0401第5号）第二において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条）附則第4条について施行される旨通知したところですが、その内容については下記のとおりですので、各部（局）長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- (1) 子ども・子育て支援新制度では、待機児童の解消が大きな目的の1つとなっているほか、給付制度の導入に伴い制度が大きく変わることから、円滑な施行に当たっては、事業計画の策定等、事前の準備が不可欠です。
- (2) その前提として、子ども・子育て支援法附則第4条に基づき、本格施行までの間、国及び地方自治体においては、子ども・子育て支援の推進を確保するための基礎資料として、待機児童の発生状況をはじめ、保育の需要及び供給に関する状況を把握する

こととされています（平成25年4月1日施行）。

- (3) 今般、支援法附則第4条に基づき、子ども・子育て支援法附則第四条の保育の需要及び供給の状況の把握に関する内閣府令（平成25年内閣府令第20号）（別添1）を定め、引き続き、待機児童等調査に関する御協力をお願いしたいと考えています。調査に当たっての考え方、実施方法、時期等については、現行の待機児童調査との連続性、整合性を図るため、基本的に、従前（「保育所入所待機児童数調査について」（平成19年3月30日付け雇児保発 0330001号保育課長通知（別添2））と同様に行うこととしています。実施に当たっての詳細については、例年と同様に、厚生労働省より事務連絡等でお示しする予定です。

【参考】子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）

（保育の需要及び供給の状況の把握）

第四条 国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。

<本件に関する問い合わせ先>

（待機児童等調査の実施方法等に関する事項）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課  
03-3595-2542（直通）

（上記以外の一般的事項）

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室  
03-3581-1403（直通）